月報

1987 11月 號

シンガポール日本商工會議所

〈目　次〉

(1987年11月号)

1987年アセアン景気見通しと88年の展望 …… (㈱野村総合研究所) …… 手柴　正気 …… 1

日本の移転価格税制及びシンガポールの状況　(公認会計士) …… 原　邦明 …… 8

ニセ物時計について …… (シチズン・ウォッチ(ホンコン)) …… 中井　淳 …… 14

邦人小史 …… 今中　太郎 …… 18
～反日暴動と日貨抵制～

会員紹介 …… (ユニゾン・テクノロジー株式会社、
富士電機産業(S)有限会社) …… 30

理事会の動き …… 32

10月の主な経済記事 …… 37

広 報 欄 …… 41

資料案内 …… 43

編集後記 …… 45

1987年アセアン景気見通しと88年の展望

㈱野村総合研究所
シンガポール駐在員事務所
手柴　正気

アジア諸国の経済は引き続き力強い成長をみせている。労働争議の影響が心配された韓国でも、８７年の経済成長は１０％を越える見通しで、香港経済についても14.５％成長が見込まれている。このような高成長を支えているのは言うまでもなく工業製品の輸出である。特に韓国、台湾とも自国通貨切上げにもかかわらず、その輸出の伸びに大きな衰えはみられていない。ただし、通貨調整、賃金格差の縮小など、経済環境の変化が進みつつあり、これら２カ国にとって、８８年は調整の年となりそうである。

一方、アセアン諸国は、原油・一次産品価格の上昇や工業製品輸出の順調な増加で、８７年の経済成長率は、昨年を上廻ると予想される。工業製品輸出の増加は、韓国ウォン、新台湾元が上昇する中で、アセアンの輸出競争力が、為替政策を通じて向上したことによる。また、この競争力を享受しようと日系企業を中心にアセアン地域への投資が増加している。８８年のアセアン経済は、進出外国企業に支えられた工業製品の増加に加え、原油価格上昇による財政収入の増加などから、公共投資も拡大する公算が高く、８７年を上廻る経済成長率を達成しよう。

表は、アジア諸国の経済予測を要約したものである。以下に、アセアン各国の経済動向について若干の説明を加えることにする。

〔シンガポール〕

経済は輸出の好調に支えられて順調に拡大している。８７年第３四半期の経済成長率は、9.4％と、同第２四半期の7.4％を上廻る伸びを記録しており、８７年暦年でも8.7％の成長率が予想される。

８７年９月の通関輸出は前年同月比４４％増の５９億Ｓドルと過去最高を記録、８７年１～９月累計でも前年同期比２０％と高い伸びを見せてい

る。これは、①コンピュータと同関連機器、通信機器などエレクトロニクス製品の輸出が著増していること、②石油製品の輸出回復が見られること、などによる。このため、８７年の通関輸出は２０％前後増加すると見られる。一方、通関輸入も設備投資拡大による資本財輸入の増加から急増しており、貿易収支赤字の増大が予想される。この結果、経常収支は８６年の4.8億米ドル黒字から約2億米ドルの赤字に転ずる見込みである。

輸出に索引されて内需の増加も加速傾向にある。これは輸出企業において雇用拡大が進み、消費者の心理が好転、消費支出を増加させているからである。失業率は８６年第2四半期の6.5％から８７年第3四半期には3.6％迄低下しており、この失業率低下と反比例的に、民間消費と直接結びついている商業部門の成長率は、８７年第3四半期に対前年同期比１３％増と2桁の伸び見せ、盛り上っている。

しかしながら、８８年の経済を見通す上で懸念材料が出てきた。即ち労働力不足が深刻化していることである。政府は輸出競争力保持の観点から８７年も賃金抑制策を堅持したが、８８年は選挙が予想され、それへの対策として賃上げを認めざるを得ない状況にある。構造的な賃金上昇圧力が絶えず存在することから、外国企業は投資に対してかなり慎重な対応を示しつつある。87年1～9月期の製造業投資計画額をみると、外資：地場＝5.5：1となっているように、今回の景気回復は外国企業に大きく依存したものである。

今後も外国企業の投資が手控えられるようであれば、８８年の成長率は６％に減速すると予想される。

〔マレーシア〕

８７年の実質経済成長率は、８６年の1.0％から2.8％に上昇しよう。これは、輸出の増加に加え、内需もようやく回復の兆しが見えてきたからである。

８７年1～5月の通関輸出は、前年同期比１４％増の１６５億リンギを記録した。相変らず総輸出の4割を占める工業製品輸出は、半導体の対米輸出を中心としたエレクトロニクス製品の好調で増加している。米国半導体市場の受注／生産の比率は、8月現在1.08と堅調であることから、87

年下期の工業製品輸出の増勢に変化はないと思われる。

さらに、一次産品の輸出も好調である。パーム油輸出が干魃に苦しむインド向けを中心に増加しているほか、日本の高水準な住宅建設需要で、合板の原料になる丸太の輸出も対日向けに急増している。なお、原油生産は８７年下半期に入って増産傾向にあるが、８７年５～６月期は前年比１６％減の日量４２万バレル迄削減されたため、８７年暦年では対前年比８％減と予想される。このため、８７年の経常収支は７９年以来の黒字に転ずるものの、その黒字幅は６億米ドルと小幅に留まろう。

内需も徐々に回復しつつある。工業製品輸出の増加に伴い、製造業部門への投資が拡大している。なかでも、８７年１～６月期の同部門への外国投資は対前年同期比１４０％増の約2.5億リンギにも達した。また、一次産品部門における投資も、価格上昇と海外需要の増加により、底入れするとみられる。

一方、低調であった民間消費も製造業部門における雇用拡大と一次産品価格の底割懸念解消で、今後、次第に回復に向かおう。

８８年は、パーム油、丸太、ゴムを中心とする一次産品の安定的な輸出と、既進出外資系企業の工業製品輸出増が見込まれるため、経済は回復を続けよう。加えて原油価格の上昇から政府の石油関連収入も増加するため、公共投資も若干拡大しよう。この結果、８８年の経済成長率は、５％弱に加速すると予想される。

〔インドネシア〕

８７年の経済成長率は、８６年の2.8％を下廻る2.2％程度に鈍化しよう。これは、原油輸出量が低迷しているのに加え、内需も個人消費、政府投資を中心に低調とみられることによる。

８７年上半期の原油輸出量は、OPECの減産決定を受けて、対前年同期比5.7％減を記録している。このため、８６年９月のルピア切下げによって非原油輸出が堅調であるものの、８７年の実質輸出は１％前後の伸びに留まるとみられる。但し、経常収支は、対前年比平均２０％に達する原油価格の上昇や、1～6月期で対前年比7.7％増の非原油輸出により、８６年に比べ約１５億米ドルの改善が見込まれる。

一方、内需は思わしいものではない。個人消費は、①８６年の経済を引き上げた農村部消費が８７年は干魃で大きく低迷する、②都市部の消費も、消費者物価が、８７年第１四半期は8.8％、同第２四半期9.6％上昇を記録しており、今後は干魃により食料品価格の加速化が予想されるため、期待できない、③失業率が１３％と高水準にある、などから低迷しよう。

投資についても、その約６割を占める政府投資が財政上の制約から実質１０％減となろう。民間投資にしても、インドネシアを輸出拠点と位置づける外国投資、地場企業の輸出増加が認められるほかは、①内需不振、②投機的なドル買いに対抗した中央銀行の金融引締策、を反映して、総じて不調である。

インドネシアの外国為替管理は1970年４月以降、原則自由である。このため、ルピア切下げの噂から８７年５月にドル買いが急増し、５月末の中央銀行の外貨準備は５２億米ドルに落ち込んだ。このため、中央銀行は５、６月と２度にわたり金利を引上げたほか、７月には各銀行、およびそのほかの金融会社に対する手形再割引制度の供与枠削減を実施した。この結果、銀行の貸出金利は７月末には３０％前後にまで上昇しており、民間投資意欲を殺ぐ結果となっている。

なお、上述の投機対策が奏効し、７月末の中央銀行保有の外貨準備高は62.５億米ドルにまで回復した。商業銀行保有分を加えた外貨準備高も86年１１月以来、久方振りに１００億米ドルの大台を回復したと推定される。

８８年の経済は、依然原油の増産が難しいものの、８７年を上廻る成長を達成するとみられる。これは、①８８年に入っても工業製品の輸出、外国投資の増加が続くと予想される、②政府投資が、８７年６月のＩＧＧＩ（インドネシア債権国会議）で８７年度の対インドネシア経済援助額が８６年度比２１％増の３２億米ドル弱に増額されたことや原油価格の上昇から政府収入が増加することで、拡大する公算が高い、などによる。８８年の成長率は4.7％程度に上昇しよう。

〔タ　イ〕

８７年上半期の実質成長率は5.7％を記録し、通年でも5.7％に達すると予想される。これは、内外需とも堅調に推移すると予想されるからである。

８７年上半期のＢＯＩ（投資委員会）への内外企業による投資申請額は前年同期の5.3倍にも達し、民間設備投資は急増している。なかでも、日系企業の投資申請額は前年同期の３０倍と著増した。建設投資も８７年１～４月の都市部の建設許可面積が対前年同期比１４％増、国内セメント販売量が同１５％増となっていることからも解る通り、増加している。

一方、個人消費も干魃の影響はあるものの、工場労働者の所得増、一次産品価格の上昇から堅調に増加すると見込まれる。

外需も引き続き堅調を維持している。８７年１～７月の通関輸出数量は、対前年同期比１３％増を記録した。これは、韓国、台湾と違ってタイには為替切上げ圧力がないことから、タイの輸出競争力が向上したため、工業製品輸出が急増したことによる。なかでもコンピュータ部品、履物、水産缶詰、プラスチック製品の輸出が各々実質１１３％増、６７％増、４８％増、４２％増と高い伸びをみせている。ただし、８７年１～７月の米、メイズの輸出数量がそれぞれ対前年比７％減、５２％減となるなど、農産物の輸出は低迷している。このため、８７年の通関輸出は実質１４％増、名目２３％増と予想される。

なお、国際収支は若干悪化すると予想される。８７年１～７月の貿易収支赤字は、対前年同期比2.7倍に相当する7.2億米ドルに達した。これは、輸入が、①原油価格上昇、②設備投資増に伴う資本財輸入の急増、によって、対前年同期比２８％増と、輸出の伸びを上廻ったためである。しかしながら、観光収入の増加から、８７年１～７月の経常収支は、0.4億米ドルの赤字に留まっており、８７年暦年でも、僅か0.8億ドルの赤字と予想される。

８８年の経済成長は、８７年を上廻る6.2％に加速化しよう。これは、①外国企業の投資増加と、これに支えられた輸出の堅調な伸びが引き続き見込める、②政府投資が増加に転じる、からである。８８年度（８７年１０月～８８年９月）予算によると、全体の歳出が７％増と前年度並みの伸びであるのに対して、投資支出は10.７％増となっており、財政は景気刺激型に転じている。

〔フィリピン〕

８７年上半期の経済成長率は、5.１％と前年同期のマイナス0.８％成長を大きく上廻った。これは、内需が消費、投資ともに底入れしたことによる。８７年上半期の個人消費、政府消費は、８６年下半期に実施に移された公共投資による雇用吸収、公務員給与の大幅引上げなどから、それぞれ実質3.4％増、6.9％増となった。また、投資も公共投資の拡大、消費の底入れを反映した民間設備投資の拡大、民間建設投資が具体的に実行に移されたことなどから、１１％増を記録した。

しかしながら、この景気回復もその先行きが危ぶまれる状況にある。87年８月２８日に起った国軍右派によるクーデター未遂事件が内政の空白と混乱をもたらし、内外投資家にフィリピンの政治的な不安定を印象づけたからである。既に原材料受注の伸びが鈍化しているし、国内投資家の投資意欲も低下している。また、８７年上半期に、対前年同期比６５％増となった外国投資も、今後は政治的に安定しているタイなどの他のASEAN諸国に流れる公算が高い。この結果、８７年の経済成長率は4.６％と政府目標の5.８％を下廻ることになろう。

一方、国際収支も芳しいものではない、経常収支は、８７年上半期に2.3億米ドルの赤字（因みに８６年上半期は4.4億米ドルの黒字）に転落し、８７年通年でも3.5億ドル米ドルの赤字と予想される。これは、干魃により、ココナッツ製品などの伝統的輸出商品の不振がたたって総輸出が伸び悩む一方、輸入が、原油価格の上昇と内需拡大で、急増したためである。

８８年に入っても、政治の先行きが不透明さを増しているため、投資意欲は高まらないであろう。また、８８年１月から付加価値税の導入が予定され、民間消費も鈍化する公算が強い、さらに、ＩＭＦとの交渉で８６年下半期から１年半に限って実施されている公共投資も対外債務上の制約から期待できず、８８年の経済成長率は、3.1％に鈍化しよう。

尚、ブルネイについては、割愛させていただきます。

表　アジア諸国の短期経済予測

	実質経済成長率（%）			消費者物価上昇率（%）			経常収支（億米ドル）		
	1986(推)	1987(予)	1988(予)	1986	1987(予)	1988(予)	1986(推)	1987(予)	1988(予)
北東アジア	11.6	11.0	9.8	1.9	3.2	4.1	224	292	291
韓国	12.5	10.5	8.6	2.3	3.0	5.0	46	77	84
台湾	10.8	9.7	6.3	0.7	1.5	1.3	161	197	189
香港	11.0	14.5	10.1	2.8	6.0	6.0	18	18	18
ASEAN	2.4	3.8	4.8	2.8	5.4	3.7	− 26	− 23	− 27
ブルネイ	4.0	1.0	2.0	2.0	1.7	2.5	10	12	12
インドネシア	2.8	2.2	4.7	5.8	9.8	4.5	− 50	− 35	− 37
マレーシア	1.0	2.8	4.9	0.7	1.6	2.5	− 3	6	5
フィリピン	1.5	4.6	3.1	0.7	4.1	4.0	10	− 4	− 3
シンガポール	1.8	8.7	6.2	− 1.4	1.0	2.0	5	− 2	− 1
タイ	3.5	5.7	6.0	1.9	2.5	3.5	2	− 1	− 3
合計	6.6	7.1	7.1	2.4	4.4	3.9	199	269	264
(参考)									
アジアNICs	10.8	10.8	9.5	1.7	3.0	4.0	230	290	290
ASEAN 4カ国	2.4	3.4	4.8	3.1	5.8	3.9	− 41	− 34	− 38

(注) 実質経済成長率、消費者物価上昇率の合計等は、1985年基準による加算平均値。
韓国、台湾、フィリピンの実質経済成長率はGNP、その他はGDP。
香港の経常収支は純要素所得を含まず、ブルネイの経常収支は貿易収支（通関ベース）で代用。
アジアNICSは韓国、台湾、香港、シンガポールを、ASEAN 4カ国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイを指す。

(出所) IFS、公式統計及び野村総合研究所予測より作成

日本の移転価格税制及び シンガポールの状況

Tohmatsu Awoki & Sanwa
(Management Consultants)
公認会計士　原　邦明

1. はじめに

日本においては昭和６１年４月１日以降開始する事業年度から、租税特別措置法第６６条の５、国外関連者との取引に係る課税の特例、いわゆる移転価格税制が制定、適用されている。本稿ではこの日本の税制の概要を紹介するとともに、シンガポールにおける状況をあわせて付記することとする。

2. 制度の目的

本税制の制定にあたり、政府の税制調査会はその導入に関し次のように答申している。「近年、企業活動の国際化の進展に伴い、海外の特殊関係企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要となってきているが、現行法では、この点についての十分な対応が困難であり、これを放置することは、適正・公平な課税の見地から、問題のあるところである。また、諸外国において、既に、こうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立って、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関係企業と取引を行った場合の課税所得の計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である。」

すなわち、ケース１が独立企業間価格とした場合、ケース２の様な節税？は認めないようにしようとするものである。

ケース１

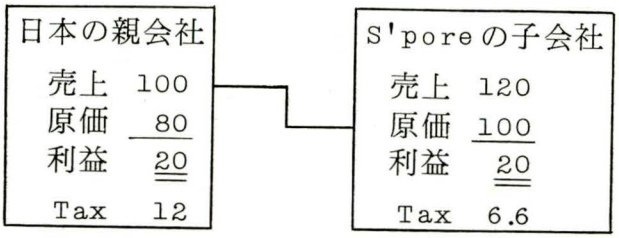

Total tax
18.6

ケース２

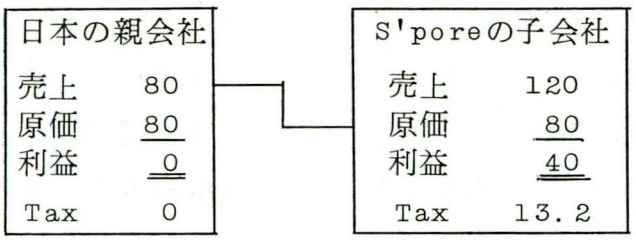

Total Tax
13.2

3. 適用対象取引

法人がその法人の国外関連者と取引を行う場合に本税制が適用される。その取引には、資産の販売だけでなく、資産の購入、役務の提供、その他の取引が含まれる。すなわち、その法人が国外関連者から受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、または、その法人が国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるとき、その取引は独立企業間価格で行われたものとみなされる。

4. 国外関連者

国外関連者とは①外国法人であり、②法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の５０％以上の株式の数等を保有する関係（間接保有を含む）のあるもの、及び政命で定める特殊の関係のある場合も含まれるとされている。

これに対して、米国では内国蔵入法第482条及びそのRegulationsによれば、形式、方法は重要でなく、実質的な判断による。たとえば、人為的な収益または費用のシフトが行われている場合、関係があるとされている。

シンガポールでもその対象はRelated Companies（子会社及び関連会社）もしくはControlled Companies（支店）と日本の規定より若干広くなっている。

5. 非関連者の介在

ケース１

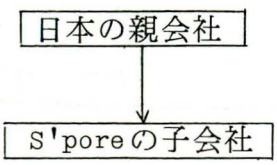

ケース２

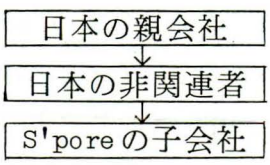

上記ケース１及び２で棚卸資産の販売が行われたとしたら、ケース１の取引に本税制が適用されることは当然であるが、ケース２の場合も「法人が当該法人に係る国外関連者との取引を他の者（非関連者）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、本税制を適用する。」とされているところからその対象となる。この判定にあたり、非関連者を介在させる場合に関してタックス・ヘイブン税制に次の規定がある。すなわち「……当該非関連者を介在させることについて相当の理由があると認められる場合を除き、……取引は直接行われたものとみなして……」、従って「相当の理由」がない限り「みなし規定」の適用を受けることになる。

6. 独立企業間価格

独立企業間価格の算定方法は、棚卸資産の販売または購入に係る取引と、それ以外の取引にわけて規定されている。

①棚卸資産の独立企業間価格

これには次の４つの方法が定められている。

イ．　独立価格比準法――特殊な関係にない売手と買手が国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を売買した取引の対価の額に相当する金額を独立企業間価格とする方法であり、そこでは取引段階、取引数量、販売条件、販売の時期及び販売市場の程度と地理的条件等が考慮されることになる。

ロ．　再販売価格基準法――国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊な関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額から通常の利潤の額を控除した額を独立企業間価格とする方法である。

ハ．　原価基準法――国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造等の原価の額に通常の利潤の額を加算した余額を独立企業間価格とする方法である。

ニ．　イ）から ハ)に掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法――この方法は上記イ）から ハ)の方法を用いることができない場合に限り採用しうる方法である。

②棚卸資産以外の独立企業間価格

棚卸資産の販売または購入に係る取引以外の取引の独立企業間価格は、次のイまたはロに掲げる方法で算定される。但しロの方法はイの方法を用いることができない場合に限り採用することができる。

イ．　棚卸資産の販売または購入に係る取引に適用される独立価格比較法、再販売価格基準法及び原価基準法と同等の方法。

ロ．　イの方法に準ずる方法その他政令で定める方法。

シンガポールではこれ等を“ Market Price ”によるとしているが、何をもってMarket price とするか具体的な基準は一切公表されていない。

7. 独立企業間価格と実際の価格との差額

この差額は、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

たとえば、日本の親会社がシンガポールの子会社に棚卸資産を４０で販売したとする。この取引の独立企業間価格を 100 とし、差額の６０について日本の親会社は未収金の計上を行わないと仮定すると、この取引は 100 で行われたものとみなされる。この結果、課税上次の修正が行われる

Ⓐ　売上金額を４０から１００に修正する。

Ⓑ　Ⓐでの差額６０を寄付金とする。

通常、確定した決算において、利益又は剰余金の処分による経理を行わない寄付金は、損金算入限度視以下であれば損金に算入されるが、この場合のⒷの寄付金は損金として控除されないものと解される。

8. 独立企業間価格の算定と確認方式

現在、ＯＥＣＤ加盟国の中で移転価格税制を採用している国は、アメリカ、イギリス、西ドイツ等１５ヶ国にのぼるが、そのいずれの国も確認方式のような事前に独立企業間価格の算定方法を確認する制度は採用していない。しかしながら日本では移転価格税制の適正、円滑な執行を図るため、法人が申告に際し適切にその算定ができるよう、法人が採用したいと考えている最も合理的な独立企業間価格の算定方法を税務当局に申し出、税務当局は資料等に基づいて検証し、その合理性について判断したうえで、こ

れに確認を与えるという確認方式を導入している。

9. 対応的調整

法人と国外関連者との取引で、一方の法人の課税所得が修正される場合に、その取引の相手先の課税所得が修正されることを対応的調整という。

①現行税制での規定

たとえば、日本の親会社が全額出資するシンガポール子会社の課税所得が税務当局より増額更正された（日本の親会社からの棚卸資産の購入対価が減額される）場合で、日シ租税条約に規定する権限のある当局間の協議により、日本の親会社の当初の申告に係る課税標準等に関し、その内容と異なる内容の合意が行われた場合、日本の親会社は更正の請求を行いうると解される。

②条約特例法の改正

条約特例法第７条、取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例が新設された。本条は、租税条約に基づく権限ある当局との合意が成立した場合に、わが国での対応的調整を認めるものであり、現行税制の内容を明確化したものである。

10. 国税庁の一元的管理

本税制は新しい制度であり、納税者、税務当局とも実際の経験の蓄積がないことから本税制の統一的執行を確保する必要があること、また更正等の処理に伴い国際的所得調整を必要とするという国際的側面を有しており、このための相互協議、対応的調整は国税庁により取り扱われること等を考慮して、本税制の運用にあたっては、国税庁が実地調査の指示、調査結果の分析、課税処分の内容の決定等その執行について一元的に管理することとされている。

11. タックス・ヘイブン税制との関係

タックス・ヘイブン税制での特定外国子会社等が本税制の国外関連者に該当する場合の対応的調整については次の様な問題がある。

①タックス・ヘイブンに所在する国外関連者（特定外国子会社等）がタックス・ヘイブン税制の適用除外の条件を満たし、その課税対象留保金額が、

内国法人の収益の額とみなされない場合がある。この場合は、タックス・ヘイブンでの対応的調整が問題となるが、わが国は原則としてタックス・ヘイブンと租税条約を締結していない（例外はスイスのみ）ので、租税条約の相互協議のレールに乗る対応的調整は行われ得ない。

②国外関連者（特定外国子会社等）にタックス・ヘイブン税制が適用される場合は、わが国の法人とここでの国外関連者との取引に本税制が適用され、たとえばわが国法人の国外関連者に対する棚卸資産の販売の対価が修正された場合、その国外関連者の課税対象留保金額を算定する時、対応的調整が行われるのであろうか。その国外関連者の課税対象留保金額は、わが国法人の収益の額に算入されるのである。

12．おわりに

本税制は昭和６１年４月１日以降開始する事業年度から適用されており、今年の３月決算から本格的な執行が始まったところである。従って、未だその実務上明確にされていない点が多々ある状況下での説明であることをご了解いただきたい。いずれにせよ、本税制での重要なポイントは、法人と国外関連者との取引に係る価格である。その価格を決定するのは納税者であり、その根拠を最もよく知りうるのも納税者である。

従前に増して、価格の決定を慎重に行い、かつ、その根拠を客観的に書類等により、外部の当事者に、合理的に説明しうる体制の整備が納税者にとって急務であろう。

ニセ物時計について

シチズン・ウオッチ(ホンコン)
シンガポール駐在員事務所
中井　淳

1. ブランド商売

シンガポールにあるＬ．Ｖ．のブティックで先日サイフ、セカンドバックなどの小物がすべて売切となっていました。なんでも日本人の団体客が殺到し〃買い占め〃をしていったとの事です。どれほどこのようないわゆるブランド商品が優れた商品であるのかについては色々な意見があると思われますが、特に日本人はこのブランドに弱いようです。

ブランド商売は付加価値を売る商売だと思います。多くの人々が理解しているように、全くコスト的に同等な商品であっても、ノンブランド品は安く、ブランド品は高くなります。コスト的な違いはたぶんブランドロゴの印刷代ぐらいと思われる商品に対し、割高な価格を消費者がアクセプトする訳です。これは消費者がブランドの持つステイタス、品質保証の安心感という点に惜しみもなく金を出すと言うことになり、ブランドが商品付加価値を売る商売の重要なポイントとなっている訳です。ブランドオーナーも独自の品質基準で商品不良率を下げる、多大な宣伝投下、サービスネットワークの充実など、ブランド指向の消費者を満足さすべく多くの投資をしています。結果としてブランド商品とは、世間によく知られ、品質が優れ、価格または流通がコントロールされた割高な商品と言えるかと思います。

付加価値の高い商品というのは製造コストと言ったハードな面での商品コストに対して、販売価格がかなり高くなります。そこにニセ物メーカーの狙い目がある訳で、期待販売価格に対して安価なコストの製品にニセのブランドをつければ本物より安く売ってもまだ相当に儲かる商売ができます。もちろん彼らは宣伝、サービスなどは考える必要もありません。コピーライトの法に触れながらもニセ物メーカーが後を絶たないのは、こう言ったブランド商品の価格構成があるからです。

2. 時計の付加価値

以前時計とは大変特殊な機械で、誰にでも簡単に作れるという物ではありませんでした。ゼンマイの時計には歯車類の軸受として人工ルビーが使用されており、その石の数が１７石、２１石などと表示され宝飾品のような価値感、また限定メーカーのみでしたので希少価値も高いものでした。デパートの時計売り場にはカーペットが敷かれていたことを覚えている方は多いと思います。

メーカーもそのコピーが出回ることをかなり警戒しており、サービス用部品でさえ、その管理には大変な神経を使っておりました。自動車のシャーシにあたる時計の部品に地板（じいた）と呼ばれるものがあります。地板の上に歯車類、ゼンマイなどを組み込んで時計の駆動体（ムーブメント）を作る訳ですが、ニセ物対策のためこの地板のサービス用市場供給はおろか、工場内管理でさえものすごくシビアに行なわれておりました。ところが現在のクオーツムーブメ

ントは時計メーカーが率先して外販に取り組んでおり以前とは大きく様変りしています。時計の生産量を見ても、８３年に全世界で３億８千万個であったものが８６年では５億３千万個まで増加しております。この数字は古くからのスイス、日本メーカーのみでは達成不可能であり、多くの時計メーカーがあって初めて実現できる数字です。実際ケース調達能力の高いＨＫＧ，ＴＷＮメーカーの台頭が目につきますし、日本でさえ時計の電子化にともない電子機器メーカーも時計を出しております。ところがアナログ（針式）ムーブメントの供給はいまだに古くからの時計メーカーしかできず、これは時計メーカーの積極的なムーブメント外販が多くの時計ブランドまたはメーカーの出現を許した背景を自ら作っていることとなります。

こう言った結果として、クオーツの出現は計時精度の驚異的な向上とともに、量産性の向上と低価格化を強力に推し進めることとなりました。逆に低価格化のためには生産性をあげる必要があり、それがムーブメントの外販の促進に拍車をかける訳です。

時計自体の低価格化によりそのコンシューマグッズとしての性格も変り、デパートからカーペットは無くなりました。時計はその希少価値が薄れあまり儲からなくなりました。

3. 時計の価格付

メーカー品の時計にはその価格付に複雑なコスト計算がされています。時計メーカーが自社ブランド用にムーブメントを生産する場合、外販用とは事なる品質基準を持ちます。もちろん極薄型、極小型など外販しないムーブメントもありますが、一般普及モデルには外販用ムーブメントと基本設計が同じ物も使用されています。しかし外販ムーブメントとは品質保証基準が異なるため生産コストが高くなります。

ケースをつけて完成化した時計にさらに工場としてのマージンを乗せ販売部門に入ります。もうこの時点で２段階販売コストが上がっています。さらに販売部門のマージン、代理店のマージン、サービスネットワークのメンテ費用、宣伝費などが加わり小売店に並ぶことになります。

一方外販では各時計メーカーがしのぎを削って競争をしております。価格競争力維持のためマージンは最低に押えられます。もちろん価格実現のため自社のブランド用とは異った品質基準を使用し、手間（工数）の低下を図っています。従って例えばＨＫＧメーカーがこのムーブを買った場合、まずムーブメントコストがメーカー品より安くなります。さらに安いケースを現地調達し、安い労賃を使って完成化した時点での製品コストは、メーカー物と比べてはるかに安くなります。もしこのメーカーがサービス、宣伝などを考慮する必要がないとすると、市場へ出回る価格はメーカー品に対して圧倒的に安くなります。それがニセ物メーカーのやり口です。

ちなみに現在普及タイプのムーブメントはわずか数百円で買う事が可能です。一般的なケースをＨＫＧで調達して完成化すると￥１５００程度で充分販売できます。これはわずかＳ＄２０程度です。この時計にスイスブランドをつければ、ラッキープラザやニュートンサーカスでＳ＄４０～５０で売れる訳ですから、利益率は非常に高い商売となります。

4. ニセ物と本物はどう違うか

本物ブランドと同様なムーブメントを使用したニセ物の場合、何がどう違うかについて参考までに比べてみたく思います。時計の場合、その構成は大きく分けて以下の二点です。こ

こではそれらについて比べてみることとします。

ａ；ムーブメント　　時計のような機械物の場合、社内品質基準がコストに大きく影響します。同じ設計で、同じ部品を使い生産しても、ＱＣが進んだ現在でさえその品質に差が出ます。例えば精度についてある物は月差＋１０秒、あるものは－３０秒、又あるものは＋２０秒となり、同じ機械なのにその精度にバラツキが出ます。耐ショック性を調べて５０ｃｍの高さから落下させてもＯＫなものとＮＧになるものが出来上がります。時計メーカーはそのような基本性能のバラツキをコントロールした物のみにブランドをつけ製品として出荷します。そのための基準が社内品質規格であり、日本メーカーの社内規格はＪＩＳや輸出検査の基準よりもはるかに厳しくなっています。

一方外販用ムーブメントはそこまでシビアにやる必要はありません。輸出する物であれば、日本の輸検と受入国の規格（例えばＤＩＮ）をクリアしていれば良い訳です。多くの場合ニセ物メーカーはこの外販用モジュールを使用していますので、その結果言えることは以下のようになります。

”製品により、当たり外れが大きい”

メーカー品はほぼ同じ品質となり、外れは殆どありませんが、ニセ物の場合うまくすればメーカー品並みの物にあたりますが、時間が狂いやすかったり壊れやすいなどの外れを引く場合もあります。

ｂ；ケース　　特に防水性と耐食性に違いが出ます。メーカー品は、ＪＩＳ、ＩＳＯなどの規格を十分にクリアできるケースのみを使用しますが、ニセ物の場合、悪質なときはパッキングも使用せず防水と表示をします。裏蓋のかんごうがゆるく、手で外せる物などが堂々と売られています。

表面処理において、特に金メッキは注意を要します。メーカー品は３～１０ミクロン、特に多い物で７０ミクロンのメッキがかかっています。あるいはイオンメッキと言う手法を取り入れ、通常のメッキよりも強力で表面高度の高い手法を取り入れています。ニセ物の場合、フラッシュメッキなど１ミクロンにもはるかに及ばないメッキで、１ケ月程度で色が取れてしまいます。また金色、白色にかかわらず、表面処理にいい加減なものが多く、ピンホールなどから簡単に腐食が進む物があります。

全体的に言えば、ニセ物といえどムーブメントはメーカー製が多くかなりまともと言えると思います。しかしケースでの手抜きが多く、長期使用に耐える物はありません。

5. ニセ物あれこれ

ニセ物の形態にもいろいろあります。国によってはニセ物と知らずに売買されている所があり、消費者を守るためにもメーカーは色々なアクションを取っております。しかし偽物と知りつつ売買がされているケースもあり、これは法的には前者と何等差異がなく、メーカーとしてもそれなりのアクションを取らなくてはなりません。しかしながら悪質なケースになる場合が少なくその点ではまだ救いがあると思います。とくに日本人の場合、興味本位でこれらのニセ物に手を出す方が多く、低所得国に次ぎニセ物メーカーにとっての上客となっているようです。

メーカーの人間としては非常に不謹慎ですがこのような日本人の方にニセ物買いのア

ドバイスを２、３してみたく思います。

ａ．金色物は避ける。（色が剥げやすい）強力ストロボで写真を撮り、なおかつ金色に見えるものは程度が良い。（金が薄いので、肉眼で見えても写真では色が飛んでしまうものがある）

ｂ．ＴＷＮ製の物が一般的にＨＫＧ物より防水性が良い様です。

ｃ．ニセ物はＳ＄３０程度でも売手に十分儲があります。＄４０も＄５０も出すことは避け、先方にニセ物商売は儲からないことを身をもって教えてやってください。

ｄ．裏蓋が手や爪で開かないか試してみる。ガラスにパッキングが使用されているか良く見てみる。購入後も努めて水のそばでの使用を避ける。雨の日は身につけない。

ｅ．クラフト的な趣味をお持ちの方には、ＴＨＡＩでローレックスの偽物を買われることをお勧め？します。時計自体が約５００バーツ、更に５００バーツ出すと工場で特厚メッキをかけてくれます。金色の色合いも良くなり色が剥げる心配もあまりありません。しかも特厚メッキを御要望の御客様には裏蓋に１８Ｋの刻印をサービスでやってくれますので、ちょっと見た目にはかなり良い出来に見えます。

6. 最後に

なぜニセ物の時計は安いのか、と言う点についてはブランド品は高いということをまず理解していただきたい。前述のＬ．Ｖ．のバックがＢＫＫでいくらで売っているかを知っている方は多いと思います。クオーツ化以来価格が下がり手軽に買えるようになったとは言え、時計ブランドの持つステイタス、品質に対する安心感はそれがブランド品であることの裏付けです。一昔前なら、ニセ物があっても、Ｌ．Ｖ．の様に”これはニセ物だから安い”で済みましたが、時計の商品価値または日常生活形態におけるその位置付けの変化などから、上記の質問は実際には”なぜメーカー品は高いのか、ニセ物は同じ時計で安いのに”という意識で寄せられていると理解されます。時計は今や必需品です。時間はビジネスの基本であり、現代生活に欠かすことのできない物です。Ｌ．Ｖ．のバックのように無くても困ることがないものと違います。必需のブランド品であることを御理解いただきたいと思います。

時計には高い信頼性が必要です。現在では一種のファッションとなっておりますが、ダイバータイプの時計など場合によっては人命に関わるようなこともあります。我々時計メーカーの努めは高い信頼性をブランドにより保証し、なおかつお手頃な価格で消費者の皆様にお届けすることと信じております。この世に有る様々なデイリーユーズなコンシューマグッズの中で、時計ぐらい多くの要求をその性能に求められているものは少ないと思います。ラジオよりも丈夫です。メガネより精密です。毎日ハードに使用されますが、靴よりもはるかに長持ちします。コストパーフォーマンスの非常に高いものであることを御理解いただき、時計の存在を見直していただきたく思います。

蛇足ではありますが、多くのニセ物を買われる日本人の方に日本製のメーカー品を買われることをお勧めします。品質の高い日本製品の時計は、ここシンガポールにおいて日本国内に比べＴＡＸ、流通マージンなどの関係からかなり安く買うことができるのです。ぜひ店頭にて日本メーカーの時計を手にとっていただきたくお願い致します。

邦人小史⑤
～反日暴動と日貨抵制～

今中　太郎

排日貨運動

山東問題が尾をひいて5･4運動となり、それはシンガポールでは大正８年６月２０日の反日暴動となって現れた。

その日、約1000人の中国人が手に手に棍棒や石をもってミドル路周辺の邦商や邦人宅を襲い、その被害は大小２５軒に及んだが、この襲撃の間、マレー人巡査は何も手出しができずただウロウロするばかりで、後に英人巡査が部下をつれて現場に急行するまでこの騒ぎは続いた――と邦人地誌にはのっている。

日本領事館は在留民一同をブラスバサ路の日本商品陳列館に避難収容させ、更にその回りをイギリス兵が警戒した。

別の地誌には遂に邦人商社の破壊されるもの２～３ケ所あり、数名の負傷者を出すに至ったのであって、在留邦人全部ブラスバサ路の日本商品陳列館に立てこもり悲愴な思いをしたのであって、夜間には屈強な男子のみ自宅に留まり、女子供は着のみ着のまま、風呂敷包み一つで陳列館の床の上で寝たとも書かれている。

人力車もオリジンが日本（現物の人力車はほとんどが上海製で、この頃、１台７０ドル）ということで叩きつぶされたりもしたし、中国人街では日本の雑貨をことごとく路上に投げだし、盛んに焼き捨てつつあり、畏怖一帯、さながら火の海と化し……などともある。

これは中国商人が自店の在庫日本品を店の前の道に持ち出して火をつけて焼き払い、反日運動支持の意思表示をして暴徒の襲撃をさけようとしたのであった。

そして翌日６月２１日には戒厳令（MARTIAL LAW）が出され、電車も人力車も途絶した。

1000人に及ぶ暴徒が喚声をあげて日本人街周辺に殺到する様はどのよ

うに恐しかったかと思われるが、これにつづく日貨排斥（中国語では抵制日貨）の影響は邦商にとってはもっと深刻であった。

雑貨などの日本の軽工業品の顧客はシンガポール、マラヤ半島では売るものも買うものも大部分が中国人であったから、ボイコットが行きわたると途端に日本品の売れゆきはピタリと止るのである。

一方、日本雑貨排斥の裏をかいて横流しするものも現れ、ボイコット成金ということばもはやった程、裏口取引も行なわれており、この排日貨は翌大正９年４月頃までつづいた。

当時、開業していた西村医師の日記にも中国人患者が急に少なくなったと書かれているように、邦人商店のみならず邦人の医者、歯医者、写真館、床屋などの客が激減したし、ジョホール河畔の邦人経営ゴム園は中国人船舶運送業者の日本品取扱い拒否で、日本人は食料欠乏が憂慮される程であった。

これは同じ排日貨でもインドネシアのように現地のインドネシア人が顧客である場合には中国人商人の力はそこまで及ばず、それ故にインドネシア駐在の邦商はシンガポールの邦商に比べて格段に安泰であった。

シンガポールの排日運動は大正８年の本格的なものに初まり、これ以後、第二次大戦が始まるまで４～５年毎に次から次へと発生するようになるが、これは中国本土の２１ケ条廃止要求に端を発した５月４日の反日運動が拡大し、学生運動家が来星してオルグを組織して運動資金を集め、日貨のボイコットをやりだしたのがはじまりとされている。そしてこれ以後毎年のように５月４日前後には排日運動が起るようになったのである。

ところが先に述べたように海峡政府は＜軒を貸しておも屋をとられた＞ような感情をいだいていたから、この反日運動に際しても日本人の生命（財産までは実体としては保護されていなかった）に危険が及ばぬ限り意図的に傍観の態度に出た。

＜真偽はともかく＞大正８年の日貨排斥運動に白人商館やサーキュラー路の中国資本などが裏から運動資金援助をし、英国商館に至っては５０万ドルを献金したと書いている邦書もある。

＜……＞をつけて書いたのは、こうゆう歴史の裏幕にはよくあることだ

と思うが、この５０万ドル云々と書いているのは全て邦書であって、中文、英文の史料、資料には一切のっていない。「歴史は書きかえられる」の好例であろう。

海峡政府の干渉

欧州大戦の好景気によって膨脹した当時の邦商は北橋路からミドル路にかけて圧倒的な勢力を誇っていた。

ゴム価も戦前の高値１ポンドＵＳ＄2.14から戦時中の７１¢、戦後の大正８年には４７¢へと下がっており、不況感がシンガポールに慢延し、更には邦人社会は反日運動で不安であったが、それでも日本人移民の流入はとまらず、大正７年の日本人小学生７０人が大正１０年には122と、３年の間にほぼ倍増している。

大正７年には東京にあった半官半民の南洋協会が日本商品陳列館（JAPANESE COMMERCIAL MUSIUM）を設けているし、９年には邦人数も約2000人となり、日本人会々員数も激増して1200名（現在の日本人会々員数は2500名）になったと記録にあるのをみても、大戦発生からの10年ぐらいが日本人活動のピークであった。

もっとも日本人小学生数だけをとってみると大正１０年の１２２人から昭和７年の４０４人まで順調に上昇カーブを描いているが、実際問題として大正１２年以後は３～４年に一度は強大な排日貨運動が行なわれているので邦人の商活動は人口増と同じようにはいかなかったと解釈している。

この頃、シンガポールは人口が激増しだすが、これはシンガポールの開発が呼び水となって多数の労働力を必要とし、移民が増えたことによる。

例えば英国では大正７年にシンガポールを海軍根拠地とする法案が国会を通過し、その為、昭和７年にこの根拠地が完成するまで、毎年多数の苦力を必要とした。

一方、この年の英ポンドの暴落で英国商品が格安に輸入されるようになり、反対に日本の輸入品は倍に近い値段となるし、排日貨運動もからんで邦商の閉鎖や商社の破産などが相ついだのである。

		(大正12年) 1923年	(大正13年) 1924年
中国人移民増加数	男	32, 757	27, 395
	女	10, 024	13, 123
	子供	14, 117	19, 414
	計	56, 898	59, 932
日本人移民増加数	男	203	187
	女	54	50
	子供	55	59
	計	312	296

一方1923年（大正１２年）のシンガポールの総出生数は年間で男412、女393の計805人の内、中国人685名、日本人１１名であるのからも分るように当時の人口増加はほとんど移民であった。

1921年のシンガポール総人口４２万人に対し、１年づれるが1923年の移民数中国人56000人に印度人や日本人も含めたその他をプラスプラスして約６万人とすると、およそ年間１５％に近い移民の流入があったことになる。

海峡植民地の経済の大体は何といってもゴムであったが、そのゴム値も大正６年には１ポンドＵＳ＄０.71、７年には５５¢、８年には４７¢、９年には３６¢、１０年には１６¢と値下がりして不況色が濃くなっていくが、この不況のただ中、大正９年１月に日本人の間で自発的に廃娼を決議したのである。

ここで我々は理解しなければならないのは当時の花街の経済的実力である。からゆきさんの水揚げが南洋圏一帯で年間1000万ドルにのぼると前に書いたが、この金の大きな部分が回りに回って邦商に融資されていた。更に商い高の一番大きい呉服屋の顧客といえば娼館であり、他の諸々の商人にとっても一大顧客といえば娼館、娼婦であった。

だから廃娼を決議した時、邦商たちにとっては娼館は閉鎖したし、商売

はやりたしのジレンマがあったのである。それに邦商にとってはポンドの暴落、それに比較する日本輸入品の価格的上昇感、ゴム価格下落による不況と中国人による日貨抵制も加わってトリプルパンチというような状態の時に廃娼を決議しているが、その意欲たるやすさまじかったと考えるのである。

次に日貨抵制なども含めて日本からの輸出入表を掲げる。

シンガポールへの輸入

	(1921) 大正10年	(1922) 大正11年	(1923) 大正12年	(1924) 大正13年
総輸入	231 mil	232 mil	321 mil	355 mil
内、日本より	21 mil	16 mil	15 mil	13 mil
総輸出	266 mil	280 mil	331 mil	361 mil
内、日本への輸出	16 mil	13 mil	24 mil	20 mil

数字からも分るように大正８年に発した排日貨の後遺症は輸出入、特に輸入の数字に歴然と現わてくる。

その頃、一流校であったアングロチャイニーズスクールの生徒はまだ弁髪であり、中華総商会の役員の記念写真も半分弁髪、半分断髪の頃であったが、ここへ大正１０年に中国本土より北京語（マンダリン）の教師が招へいされてやってくる。

それまでは当地の中国人は全て出身地別の地方弁で生活しており、統一された言葉というものがなかったが、そこへ標準語である北京語の教師が来星するということは、言語教育と共にその思想、つまり当時の中国本土を蹂躙していた日本軍に対する反日排日貨の思想も輸入されたと思うのである。

海外における反日排日貨がどんなものであったか、大正１０年のシンガポール人口４２万人の内、日本人2000人、約0.5％のマイノリティであることからも想像できる。

とにかく日本軍部が中国で事を起すとすぐに当地でボイコットの圧力を受けるという図式ができあがっていて、絶対多数の華僑がマイノリティの日本人にありとあらゆる経済牽制を加えるのがそれであった。経済界に強勒な根をはる華僑は本国の出来ごとに応援を送る意味でもこのボイコットをしばしば決行したのである。

もっとも大正９年にサマセット・モームが来星していろいろと作品を書きあげているが、あまり日本人のことにはふれておらず、また反日排日貨などにもふれていないことをみると、反日運動の起った地域は日本人街、中国人街といった、白人からみれば異族の住んでいるところで彼らにはあまり関係がなかったかも知れぬ。

丁度渋谷あたりに住んでいて山谷で騒動があって放火まがいのことが起ったと知ってもあまり驚かず、日常生活は普段のままであるのと同じで、ラジオもなく、翌日になって新聞で前日のニュースを見ていた頃とあれば、その感が強かったと思うのである。

だから被害を受けた当事者の日本人はともかく、中から上の生活しかしなかった西欧人には拘りのない出来ごとだったかも知れない。

さてこの後は、一連の日本政府の中国政策が南洋では排日運動としていろいろはねかえってくる。

大正１２年には旅順、大連の帰属問題から発展した排日運動が起ったが、この時は海峡政府が取締りを厳重にやったのであまり排日貨運動は盛んにならなかった。この年、関東大震災がおこり、前年には日英同盟が破棄されている。

ところが山東出兵問題から派生した昭和３年の反日運動以後からは、シンガポールは南洋華僑全般の激しい排日の嵐の中心地となるのである。

この激しい反日、排日貨のため閉鎖する商社も次から次へと現れ、商人以外でも特に医院、歯科、写真館、床屋が日本人ボイコットで客がこず、漁業も日本漁夫の獲るイカンジポン（イカンは魚、ジポンは日本、むろ魚のこと）の不売運動で仕事がなく、バトパハの鉄鉱山から逃げ去った中国人鉱夫の埋め合せとしてこれらの漁夫の多くが山で働くようになった。

金子光晴の紀行文にも「中国本土より派遣された日貨排斥運動員がバト

パハにまで出没してきて……」と出てくるころであった。

邦人小売商も客足が途絶えがちで、時たま訪れるマレー人、インド人の客に対しても中国人がいやがらせにでる。だから商売もあがったりで対象はいきおい在住邦人を目ざすものの、全ての邦商が小数の在住邦人を目指して競争したから商売も行きつくところまで行きついたという感じで、そのため、邦商の生活はどん底にまで落ちこんだのである。

ゴム商なども勿論あがったりで、日本製のハッカを使っているということでダイガーバームの事務所や工場の看板にコールタールが塗られたり、日本品を頑強に取り扱ったばかりに見せしめのために耳をそがれた中国人もでてきた。

ところでこの昭和３年前後は日本では金融恐慌の波が農村にも押しよせ、米やマユが暴落し、農村経済は大打撃をうけ、東北の貧農がその子女を花街に売り、女工哀史といったプロレタリアート文学がはやり、就職先がなくて「大学は出たけれど」などという言葉がはやっていた頃である。

昭和２年の三菱合資会社の初任給は帝大工学部９０円、法学部、商科大８０円、早稲田、慶応７５円、他の私大６５〜７０円と記録されている。昭和３年の日星間の交換レートはＳ＄100＝¥130であるので、帝大卒の９０円はＳ＄６９である。これより３年前の大正１３年には当地の白人教師の月給は男性３００ドル、女性２００ドルと海峡政府によりきめられていた。この月給の差からも当時の日本とイギリスの国力の差が理解できる。

大正８年の排日運動の初めのころはボイコット成金が出てくる程、まだ何となく手ぬるかったが、この頃になると組織された日本商品監視団も出来てきたので日本商品の裏口取引は全くなくなってしまった。

昭和６・７年頃にはゴム価は超底値の１ポンドＵＳ3.4 ¢になるが、これは大正３年に比べると 1/20 である。これに対日ボイコットが加わり、更にポンドの大暴落（昭和６年、英の金本位制離脱でポンドは４ケ月間に３０％下落した。それで英国製品が安値でどっと押しよせ、反対に日本品は後退を余儀なくされた。）で日本品の対星輸出値段は高騰し、邦商は惨憺たる状態におかれた。

昭和５年の満州事変から派生したこの昭和６年の反日排日貨は今までに

なく強硬で、登校途中の日本人小学生に投石するものも出るに至り生命の危険にまで及びだしたので日本人会は婦女子の帰国勧告を決定するに至った。

大英帝国の極東基地としてのシンガポールの海軍根拠地は昭和７年に完成しているが、これの偵察に来た（と思われる）日本人との関連を疑われて日本人会々長が自殺するのが昭和９年――というと、おぼろげながら当地の日本人のその頃の環境が分ってくる。

そしてシンガポールの排日運動は昭和１２年の日華事変や南京虐殺事件（殺されたのは日本側は２～３万人とし、中国側は３０万人としている）の連動としておこった昭和１３年のが最後となる。

この時にはシンガポールでは負傷者が出、マラヤ半島では日本人２名が殺さているが、この頃には日中間はすでに実質的には戦争状態に入いっており、英米との戦争突入もありうると見られる状況であったから、在住中国人、日本人はすでにお互いに敵国人であった。中国系銀行は日本向けのL/C　開設を拒否したので実際上、日本との取引は不可能となったし、つづいて日本領事館員もスパイ容疑で逮捕投獄されるなどの事件もあって日本人は続々帰国しはじめるのである。邦人は家族を日本に避難させることや会社の整理などで忙しく、そのため商活動はこの次となり、遂に１６年に第二次世界大戦に突入するが、この時まで残存した邦人約1000人は開戦直後、全員チヤンギ刑務所に敵性人ということで収容され、更に２ヶ月たらずの内にインドへ移送された。

閑話休題

戦前、ハイ街で父親が日本荘（ジップンチョン）を経営していたという老人にあったが彼によると昭和６年頃の日貨排斥のあおりで日本品を扱っていたばかりに耳をそぎおとされた中国人もいたぐらいの民情不安で父親の日本荘商売もやりにくかったようだが、生活に困るようなことはなかったので日貨排斥とはいいながらも何か少しは裏取引のようなものがあったのではないかということだった。

余談だが彼の結婚式が偶然、第二次大戦の開戦日であったが（彼の結婚指輪には'41・12・8 と刻んである）、ミドル路にあった当時ピカーの中

華料理店「皇后飯店」で４０テーブル用意していたところ３組しか出席してくれなかったそうである。日本の宣戦布告でシンガポールは上を下への大騒ぎで、他人の結婚式どころではなかったのだろう。

更に後日談だがシンガポール陥落直後の日本軍の大検問（中国語では大検証、結果的に数千人の中国人が殺された。シンガポール側はこの数字を数万人と発表している。）に刈りだされて取り調べられた時、日本荘を経営している父子であると申したてたので速座に父子共釈放されたそうだ。

白骨事件

日貨排斥運動は第二次大戦の勃発で日本軍の占領するところとなって終ってしまうが大戦後にも反日排日貨に近いのが一度、昭和３８年におこっている。

これはイーストコースト路で海岸埋め立て工事のために土を掘り出している時に白骨多数が出てきて、これが日本軍の占領後の大検証で殺された華僑のものということで問題が拡がったのである。

この折には邦人（全部で家族もこめて４００人ぐらいだった）は数日間に亘って日本総領事館より自宅蟄居を要請され、緊急時の電話連絡簿も配られた程であった。

反日大会当日の夕刻７．３０分、すでに暗闇が押しよせてきた政庁前にかがり火が灯され、群衆は広場を埋めつくし、反日演説の合間に人々の心をふるいたたせる大太鼓が鳴りひびいた。日本人はほとんどがこの状景のラジオ放送を聞いていたと思うが、それでなくても心細い海外にいて自分達に向けられた反日運動をきくのは四面楚歌に以てまことに不安なものであった。

幸い大事には到らなかったが、それにしてもこの６３年から現在まで25年間、四分の一世紀も無風状態というのはありがたいことで、邦人の近代的な意味での商活動が大正中期から始まったとしても排日運動の連続で５年と無風状態が続かなかったことと思いあわせると、今の日星間は歴史のうちでも一番安穏な時代とは思うが、一方、日本からの輸出超過一本やりというのも気にかかる。遠く歴史をみても英国は何も買わない中国（当時は清）の片道貿易を是正する意味で阿片貿易を押しつけた例もある。

（おわり）

附 録

次に昭和１３年時のＳ'poreの時の会社商店などのリストを掲げておく。社名などからその頃の日本人社会の構成を想像していただければ幸いである。

昭和１３年の新加坡市内の主な邦人事業

- 銀行業

横浜正金銀行、台湾銀行、華南銀行。

- 海運業

日本郵船会社、大阪商船会社、三井物産船舶部、国際気船代理店、石原産業海運公司。

- 貿易、輸出入業

三井物産会社、三菱商事会社、石原産業海運、千田商会、野村商店、南洋倉庫会社、日本鉱業会社、三五公司、大同洋行、加商株式会社、大倉商事会社、大安洋行、本田商会、飯塚鉱業会社、南進公司、神戸海陸物産会社、南部商会、日南貿易会社、新大昌、士母他公司、沙加乃公司、大昌公司、大福公司、東洋貿易会社、大華洋行、日華公司、日星貿易商会、練乳組合。

- 雑貨、みやげ物商、その他

有板製袋商会、旭商店、馬場百貨店、株式会社越後屋呉服店、福屋、福田商会、花屋商会書籍文房具部、同楽器部、原ステッキ店、原口商店、比留間商会鰐皮雑貨部、同雑誌部、日の丸商会、林商会、原商会、伊勢屋呉服店、同雑貨食料品部、亀屋博物店、同動物剥製部、桂商会、越野商店、三星電気商会、都電気商会、三橋商店、みどり屋、丸Ａ雑貨店、丸十商会、日光商会、中司商店、近江屋商店、新嘉坡運動具店、パイロットペン、佐竹商会、桜商会、坂本商店、沢田商店、三喜商会、竹下商会、田屋商店、田端屋、山中商店、吉田商会、吉定商会、宇佐商会、南洋商行。

- 写真機械材料店、写場

ＡＰＳ商会、ライト写真館、中島写真館、ライカ写真館、池田写真館。

● 自動車、運輸、引越荷造業

別府自動車、花屋商会自動車部、ユニオン自動車、畑中ボート、衣川自動車商会、松井兄弟商会、三鼎自動車商会、佐藤運送店、山本木工所。

● 洋服裁縫、洗衣店

フイリップ商会、村木洋服店、土屋洋服店、志村シャツ店、白洋社洗衣店、神崎洗衣店、染光廠。

● 旅館、料亭

碩田館、東洋ホテル、都ホテル、薩摩屋ホテル、桜ホテル、日本人倶楽部食堂、松本食堂東京亭蕎麦屋、房廼屋、玉川別館、新喜楽、玉川ガーデン。

● 医院、薬房

同仁病院、栄生堂病院、回春病院、精通神病院、安藤医院、神農医院、福寿医院、顔医院、本間歯科、池田歯科、葛田歯科、日本薬房、南洋商工薬品部、隆弘薬房、日本売薬会社。

● 官公庁、其他

帝国総領事館、新嘉坡日本人会、日本人倶楽部、日本小学校、日本産業館、北海道庁貿易調査所、南洋日々新聞社、新嘉坡日報社、南洋及び日本人社、東方通信社、南洋印刷所。

● 主要宗教団体

西有寺（ヨーチューカン路）、同出張所（ベンクーレン街）、本願寺（ベンクーレン街）、日蓮宗妙法寺（ウオルターテラス）、金光教布教所（ウオータールー街）、天理教布教所（ブラスバサ街）、日本基督教会（アイデス路）、日本福音教会（ベンクーレン街）。

● 各種登録団体

新嘉坡日本人商工会議所（産業館内）、日本人実業同志会（同左）、日本人綿布組合（同左）、馬来自転車輸入組合（同左）、新嘉坡日本人ゴルフ倶楽部（タングリン）、新嘉坡日本人水産組合、日本小学校父兄会（小学校内）、小学校同窓会（同左）、新嘉坡日本医師会、同日本歯科医師会、新嘉坡日本美髪会、水旺会、葵南会（和歌山県人会）、沖縄県人会、三州人会（薩日隅出身者）、 長崎県人会、栃木県人会、仏教青年会、本通組合、中央組合、大通組合。

●各種未登録団体

真宗仏教婦人会（本願寺）、新嘉坡吉祥会（西有寺）、曹洞宗仏教婦人会（西有寺）、新加坡村雲婦人会（妙法寺）、福岡県人会、京都府人会、愛知県人会、神交会（神奈川県人会）、茨城県人会、加能越郷友会、蝦夷ッ子会（北海道人会）、東北人会、江戸ッ子会、東流公会（台湾人会）、和敬處女会（西有寺）。

以上のような内訳を見ると、今の日本の地方のそれも小さな町か市にある商工会議所のメンバー構成とまったくよく似ているのに気づく。

会員紹介

* UNIZON TECHNOLOGY PTE LTD
（ユニゾン・テクノロジー株式会社）

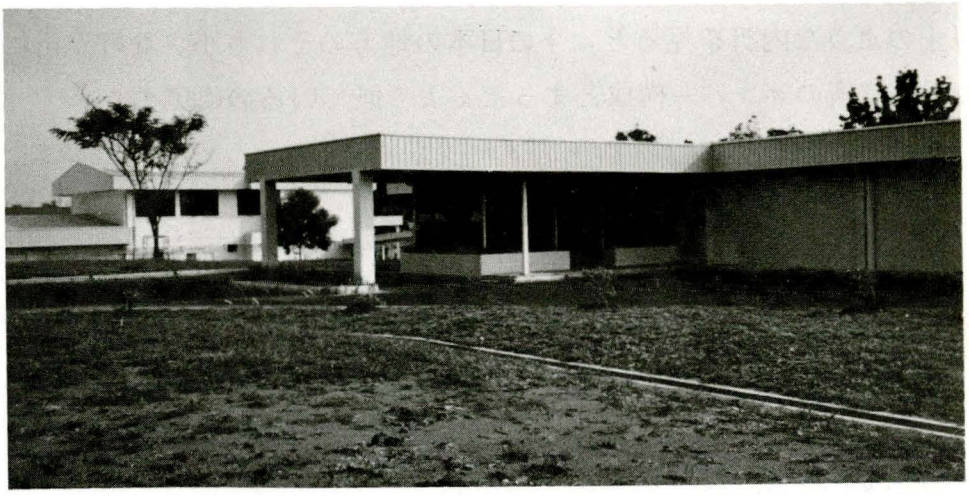

所 在 地： 31 International Road, Singapore 2261.

電話番号： 2615151

Fax: 2655184

設　　立：１９８７年１月（登記）、１９８７年８月（操業）

形　　態：子会社

代　　表：広瀬　功直（代表取締役）

Mr K Hirose (Managing Director)

従業員数：８０名、日本からの派遣社員３名

事業内容：各種半導体素子の製造販売

- ロジックＩＣ、パワーモスＦＥＴ、リニアＩＣ
- 温度センサー、光センサー
- 各種ダイオード

〔会社の特色〕

Ⅰ．“世界一の製品を作ろう”　Ⅱ．“会社は社会の公器”

Ⅲ．“労使一体”

* FUJI ELECTRIC INDUSTRIES (S) PTE LTD
（富士電機産業(S)有限会社）

所 在 地： 400 Orchard Road #13-05
Orchard Towers, Singapore 0923

電話番号： 7344155, 7344142
Tlx: RS 33341 ARCHSI
Fax: 7336505

設　　立：１９８７年６月（登記）、１９８７年７月（操業）

形　　態：子会社

代　　表：吉岡　左内（代表取締役）
Mr. S Yoshioka (Managing Director)

従業員数：１１０名、日本からの派遣社員２名

事業内容：日本及び東南アジア地域で生産された半導体及び電子関連部品と電子関連自動化装置等の国内及び国外への販売業務。
米国、カナダ及びＥＣ諸国の工業規格（ＵＬ、ＣＳＡ等）の認定取得、代理業務、一般貿易業務。

〔会社の特色〕

専門商社として技術サービスを伴った販売活動を行う。発足当初東南アジア中心であるが、将来グローバルな販売活動を行なう。

理事会の動き

第220回1987年11月10日（火）　　午後12時30分～

議　事：

議事に先立ち、石川事務局長より以下の発言があった。── 前回の第219回理事会において承認された事務局員１名の採用について、木村総務担当理事、田本事務局強化担当理事同席の下で面接を行い、MRS. AMY TAN SOCK WAH を採用することに決定した。１０月２６日（月）から仕事に就いているが、当面６カ月間は PUBLIC RELATION OFFICER (SECRETARY) とし、その後、MANAGER として正式に雇用する。ただし、MANAGER としての採用の時期は６カ月の期間内で早くなることも考えられる。── 紹介の後、MRS. AMY TAN から理事一同に挨拶を行った。

1. 前回議事録承認

以下の１点を訂正することで承認された。

Ｐ４報告事項の（５）その他１行目

ＥＤＢ サービスセンター ── ＥＢＤ サービスセクター（訂正後）

2. 審議事項

(1) MINISTRY OF COMMUNITY DEVELOPMENT からの寄付依頼について

１０月３０日付書面にて会頭宛依頼のあった標記の件について概略（－1988年６月４日～２６日に開催されるSINGAPORE FESTIVAL OF ART に喜多流“能”上演者一行１８名を日本から招くための寄付－）を説明した後、審議した結果、本所の原則──基本的には寄付に応じない──に特段の配慮を設ける程の内容でないとの判断から、寄付依頼を断わることで承認された。

3. 報告事項

(1) NOMINATION OF MEMBERS OF SKILLS DEVELOPMENT FUND(SDF) ADVISORY COUNCIL について

SKILLS DEVELOPMENT FUND(SDF) より本所の川添理事（東芝）をSDFのADVISORY COUNCILのメンバーとして推薦したいと文書にて依頼があった。結論を急ぐとのことであったので、古新居会頭、工業代表の小出副会頭及び川添理事ご本人の了解を得た上で引受けることとなった旨を報告した。

(2)事務局の移転について

前回理事会にて承認を得た事務局の移転について、エージェント（＝リチャード・エリス）を通じて候補ビルの資料を入手し、木村総務担当理事、田本事務局強化担当理事及び石川事務局長とで検討を重ねた結果、①会員企業からのアクセスの良さ、②パーキングの利用の容易さ、③エレベーターの便宜、④賃貸料等の観点から、先ず、第一段階で絞り込んだ６件のビルについて総合的に判断した結果、"MAS"ビルが一番良かろうとの結論となった旨を報告した。当ビルについて意見を求めたところ、MASが政府ビルであるため場合によって規制されるケースがあり、パーキング及び車の乗・降について不便はないかとの意見が出された。これらの問題について、先ず大臣等VIPが訪づれた時でもテナント用のエレベーターは別途設置されているので問題ない。訪問者のパーキングは充分なスペースがある（３Ｆ～６Ｆにかけて378台分）ただ、理事会等比較的大きな会合の後の配車の便宜については、後程事務局にてチェックし、次回以降の理事会にて報告することとなった。

(3)１９８７年度労使関係セミナー（シンガポール開催）について

事務局より資料４に基づいて適宜説明を加えながら報告した。今年度の標記セミナーのメインテーマは"従業員教育"とし、日本人講師２名、タイ人講師１名さらに今年７月労使関係スタディーミッション（団長：リン・ブーン・ヘンNTUC ASSISTANT SECRETARY-GENERAL・当時）の成果を副団長のMR. CHUAから報告する。

セミナーの来賓として、三宅大使及びマー・ボウ・タンNPB長官に依頼中である。

なお、セミナーのプログラムは以下の通り。

日時：1987年11月24日（火）　午前10時〜午後4時30分

場所：ホテル・ニューオタニ　6階　フェニックス・ボール・ルーム

10:00　開会

10:05　ゲスト着席

10:10　開会の挨拶（古新居会頭）

10:15　来賓挨拶（マー・ボウ・タン長官）

10:30　EMPLOYEE EDUCATION IN JAPAN
（柳川・八幡大学教授）

11:30　EMPLOYEE EDUCATION IN JAPANESE INDUSTRY
（山中・労働省労政局労政課長）

12:30　昼食

13:40　HUMAN RESOURCES DEVELOPMENT
(MR. KAMOL LEELAKET, PRESIDENT OF ORIENTAL ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD, BANGKOK)

14:40　TEA–BREAK

15:00　TRAINING AND DEVELOPMENT
(MR. CHUA TIONG YONG, DEPUTY-LEADER OF THE STUDY MISSION TO JAPAN)

16:00　Q & A

16:30　閉会

(4)「1988年1月号月報」への新年随想執筆依頼について

恒例となっている本所“月報”新年号への随想依頼——理事、顧問、幹事、オブザーバーを対象——を行った。

なお、今回は新たな試みとして三宅大使にご寄稿頂くよう特にお願いした旨を報告した。

(5)部会・委員会等開催報告

(A)事務局により、下記の通り部会・委員会等開催報告を行った。

①部会

10月22日（木）　第三工業部会（打合せ）

29日（木）　第一工業部会

②委員会

10月15日（木）　経営研究委員会

23日（金）　広報委員会（座談会）

11月　6日（金）　広報委員会

10日（火）　運営担当理事会

③懇談会等

10月15日（木）　社団法人日本工業技術振興協会井戸田常務理事との懇談

16日（金）　タイ・タマサート大学バンヤット教授及びチュラロンコン大学プライヨーン助教授との懇談

20日（火）　鹿児島県シンガポール技術交流部ご一行との懇談

20日（火）　鎌田・鹿児島県知事及び塚本鹿児島商工会議所会頭両氏ほか古新居会頭表敬訪問

20日（火）　神戸港ミッションご一行との夕食懇談会

23日（金）　三和銀行・三和マネジメント・セミナーご一行との懇談

23日（金）　茂谷サンケイ新聞経済部記者との懇談

26日（月）　小野崎桜美林大学経済学部講師との懇談

27日（火）　G. G.ハイワード・シンガポール国際商業会議所EXECUTIVE DIRECTOR との昼食懇談

11月　2日（月）　北海道トヨタ自動車販売店東南アジア視察団ご一行との懇談

2日（月）　文化広報連絡会議

3日（火）　1987年度シンガポール／日本労使関係セミナー打合せ会

4日（水）　浦田中小企業金融公庫調査役ほかとの懇談

9日（月）　大和銀総合研究所西村社長との懇談

4. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1)入会（5社）

- CITIZEN WATCHS (H. K.) LTD.

- KIBUN FOODS SINGAPORE PTE. LTD.
- TERAOKA WEIGH–SYSTEM PTE. LTD.
- BAR CODE SATO ELECTRONICS (S) PTE. LTD.
- MR. KOJI MIURA (PEAT MARWICK)

(2)退会（０社）

(3)１１月１０日現在の会員数：４７４社（前月比５社増）

5. 会計報告

１９８７年１０月分の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

10月の主な経済記事

10月　6日 ●　シンガポールで操業する105社の多国籍企業を対象に最近行われた調査によると、これらの企業の多くは、シンガポール製品はコスト高で価格競争力は弱いと見ているが、長期的には利益が見込まれるため、当地に営業拠点を設けているという。

シンガポール輸出信用保険会社（ECICS）が６月に行った調査によると、これら105社中５２％の企業が、シンガポールから輸出を行う際の最大の障害は海外における競争の激化であるとし、２６％の企業が営業コストが高いことをあげている。また第２の障害として輸入国の保護主義を掲げたものが３８％に達した。このほか、労働力不足や交代制を嫌がり、突然退職してしまう労働者が多いことなども多国籍企業の悩みの種とされている。

「何故シンガポールに営業拠点を設けたか」という質問に対しては、“長期的展望”をあげたものが最も多く、次いで本国にいたのでは国外市場に乗り出す際ラチがあかない、シンガポール政府の魅力ある優遇措置などをあげたものが多く、インフラストラクチャーの充実、政治的安定、地政的条件の良さなどが続いている。

10日 ●　シンガポールの第３四半期の経済成長率は9.4％と、1984年１～３月以来の高さを記録した。

リー・シェンロン通産相は７日、“ストレイツ・トレーデング社創立100周年祝賀パーティー”に出席し、その席上上記の消息を明らかにすると共に、「シンガポールの今年通年の経済成長率は６～７％の当初予測値を上回り、8％

に達する可能性もある」と述べた。

同相は、シンガポール経済は来年上半期までは安定した成長を続けるものと見ているが、「長期的には株価暴落の影響を受けることが予想され、その行方は定かではない」と慎重な姿勢を見せた。もし米国の経済成長率が今後株式市況に影響を受け、１％ポイント下降すれば、シンガポールのそれは1.4％の縮小を見ると予想されるという。

リー通産相は、「株価暴落により我が国の経済成長率は来年下半期に最低１.5～２％ポイント下降すると予想されるが、もし米国が経済不振に陥れば、その下降率はこの数値をはるかに上回るであろう」と語った。

また、翌日８日にテック・ギー選挙区を訪問したリー通産相ははそのスピーチの中で、シンガポール経済が今年８％成長すれば、公務員には年末ボーナス１カ月分に加えて、追加ボーナスが支給されることを明らかにした。

同相は「賃金引き上率は生産性向上率を上回ってはならない」とし、近い将来に賃金が引き上げられる可能性を否定した。

13日 ● １２日付ストレイツ・タイムズ紙は、この５年間におけるシンガポール、日本間の輸出入の推移を掲載している。

それによると、昨年（８６年）の対日輸出額は４２億Ｓドルで、前年の４７億Ｓドルから５億Ｓドル減少している。

また日本からの輸入額は昨年111億Ｓドルに達し、前年８５年の９９億Ｓドルを１２％ほど上回った。

８２年以降の対日貿易額の推移は下表の通り。

シンガポールの対日輸出・輸入額

年	輸出額（Ｓドル）	輸入額（Ｓドル）
1982	48億	108億
1983	42億	107億
1984	48億	112億
1985	47億	99億
1986	42億	111億

19日 ● 過去数カ月間に１０数社の日本企業がシンガポールでの投資計画を発表しており、第３四半期の日系企業による投資約定額は第２四半期の１億7200万Ｓドルを上回るものと予想される。

こうした中で経済開発庁（ＥＤＢ）は今後、ハイテク部門および高付加価値生産部門の日本企業の誘致にいっそう力を入れるほか、当地に進出する日本企業に対して、単に生産ラインを設けるだけでなく、新製品のデザイン、研究開発、マーケティング、財務管理等を含む全面的な営業活動を当地で行うよう求めて行く方針である。ＥＤＢでは今後パイオニア・ステータスやその他の税制優遇措置を認める際にこうした点を考慮し、より厳格な選考を行う意向という。

ちなみに今年上半期の日本企業の投資約定額は３億3390万Ｓドルで、外国企業の投資約定額全体（８億8500万Ｓドル）の37.73%を占め、日本は米国に次いで第２の対星投資国となった。米国企業の同期の投資約定額は４億180万Ｓドルで、全体の45.4％を占めた。

19日 ● 労働力不足に悩む当地の電子業界はマレーシア労働者の導入を図っているが、この方面でもはかばかしい成果はあがっていない。

最近の外国企業の進出増加と国内景気の回復で、マレーシアの労働者は国内での就職が容易になっており、このことがシンガポール企業のマレーシア労働者の雇用を困難にしている。マレーシアにおける就業機会の拡大は広告の増加を見ても明らかである。

また４月１日以後に採用されたマレーシア人労働者に対しては雇用主は中央積立基金（ＣＰＦ）の雇用主負担分の積立が免除されるかわりに月額140Ｓドルの手当を支払らなければならないが、これによって重くなる財政的負担を

軽減するため、雇用主は基本給を引き下げて調整を図っている。こうしたことから同スキームの実施以来、シンガポールで職を求めるマレーシア労働者の数がますます減少しているという。

複数のシンガポール電子会社の人事担当者は、「マレーシアまで行って求人活動を行っても成果は期待できない」と述べ、労働力不足への対応に頭を悩ませている。

20日 ● シンガポール政府は、民間企業に対して停年退職年令の再検討を勧告している。

労働省のリー・ヨクサン相が１３日NTUC（全国労働組合会議）、シンガポール雇用主協会（SNEF）、シンガポール個人経営者協会（SIPM）の会員に語ったところによると、政府は民間企業で働く労働者の停年退職年令を６０才まで引き上げる計画である。

1956年以来、公務員の停年退職年令は６０才とされてきたが、民間企業の停年退職年令についてはあまり言及されなかった。

外国にも停年退職年令を６０才にしている例は多く、同制度は決して非現実的なものではない。

またリー労相は席上、最近の労働力不足問題に触れ、労働力不足を解消するために労働法の改正が検討されていることを明らかにした。それによると、労使双方が満足するような労働条件に関する法規が研究されており、特に既婚婦人とパートタイム労働者の雇用と就業を容易にするような労働法の立案が図られている。

今日の労働法ではフルタイムとパートタイムの区別がないため、両者の賃金、労働条件などがあいまいになっているという。

広 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (10th November 1987)

* CITIZEN WATCHES (H. K.) LTD
Mr A Nakai (Chief Representative)
75 Bukit Timah Road #03-05
Boon Siew Building
Singapore 0922
Tel: 3392717
Tlx: RS 28238 CTZ SP
Fax: 3391277

* KIBUN FOODS SINGAPORE PTE LTD
Mr Y Takaichi (Managing Directot)
15 Fishery Port Road
Jurong Industrial Estate
Singapore 2261
Tel: 2685445
Tlx: RS 50030
Fax: 2651725

* TERAOKA WEIGH-SYSTEM PTE LTD
Mr Y Shimoda (Director, General Manager)
3A Tuas Avenue 8
Singapore 2263
Tel: 8613911
Tlx: RS 55396
Fax: 8613144

* BAR CODE SATO ELECTRONICS (S) PTE LTD
Mr T Waki (Director, General Manager)
105 Cecil Street #21-01
The Octagon
Singapore 0106
Tel: 2254011
Fax: 2252753

* PEAT MARWICK
Mr K Miura (Manager)
16 Raffles Quay #22-00
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 2207411
Tlx: RS 23954 VERITAT
Fax: 2250984

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO.

* TOBISHIMA CORPORATION
60 Albert Street #08-08
Albert Complex
Singapore 0718
Tel: 3372577
Tlx: RS 25200
Fax: 3362877

* NIPPON COMPUTER SYSTEMS & SERVICES PTE LTD
55 Cuppage Road #08-01/02
Cuppage Centre
Singapore 0922
Tel: 7327633/4
Fax: 7328967

* YOSHIKAWA CHEMICALS SINGAPORE (PTE) LTD
No 2, Pioneer Sector 1
Singapore 2262
Tel: 8610977
Tlx: RS 51117 YCHEMS
Fax: 8613863

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* HAZAMA-GUMI LTD
From Mr K Fukumoto to Mr T Mukai and Mr N Goto

* COSMO OIL SINGAPORE PTE LTD
From Mr M Murata to Mr K Hashimoto

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法		S$ 15
民事法		S$ 5
刑法（暫定規定法）		S$ 10
公益事業法		S$ 10
貿易開発委員会	（会　員）	S$ 5
	（非会員）	S$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き		S$ 8
法律１５号（経済拡大奨励法改正法）１９７９年		S$ 5
経済拡大奨励（所得税免除）法＜改訂版・原文付＞	（会　員）	S$ 30
	（非会員）	S$ 35

租税・税制

所得税法＜改訂版＞	（会　員）	S$ 25
	（非会員）	S$ 30
所得税法・１９８５年改正法		S$ 5
法律第２号共和国所得税法改正（１９７３年）		S$ 5
法律第１３号　〃　（１９７７年）		S$ 5
法律第１７号　〃　（１９８０年）		S$ 5
法律第２０号共和国所得税（改正）令		S$ 5
シンガポールとの租税（所得）条約		S$ 5
法律（改正）時報第２１号（経済拡大奨励法及び所得税法改正法）		S$ 5
シンガポールの租税		S$ 15
シンガポールとの租税（所得）条約（二重課税防止条約の一部改正）		S$ 5
シンガポールとの租税（所得）条約＜改訂版＞	（会　員）	S$ 20
	（非会員）	S$ 30
関税法（第133編）関税令＜１９８５年版＞	（会　員）	S$ 15
	（非会員）	S$ 20

会社法

法律第１号（共和国会社法改正）１９７０年		S$ 5
法律第４号（共和国会社法改正）１９７４年		S$ 5
法律１９号１９８０年中央厚生年金法告示（付表の入替）		S$ 5
法律１６号（会社の買収及び合併に関する）		S$ 5
シンガポール共和国会社法	（会　員）	S$ 60
	（非会員）	S$ 70
会社法・１９８４年改正法	（会　員）	S$ 20
	（非会員）	S$ 30
シンガポール共和国憲法（再版）	（会　員）	S$ 10
	（非会員）	S$ 15
憲法改正法（１９８４，１９８５年）		S$ 5
国会議員選挙法（再版）	（会　員）	S$ 10
	（非会員）	S$ 15
事業登記法（１９７３年法律第３６号）	（会　員）	S$ 15
	（非会員）	S$ 20

為替管理・関税

法律第６号（為替管理法改正）１９７６年 ..... S$ 5
金融業者法 ..... S$ 10
財務諸表公開原則 ..... S$ 15

業種別規則

法律第１８号工場法改正法（１９７３年） ..... S$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法 ..... S$ 5
シンガポール共和国商標法 ..... S$ 10
価格規則法 ..... S$ 5
１９７５年水質汚染規則制及排水法 ..... S$ 10
１９７１年海洋汚染防止法 ..... S$ 5
印刷・出版業者法 ..... （会　員） ..... S$ 2
（非会員） ..... S$ 3
ホテル法 ..... （会　員） ..... S$ 5
（非会員） ..... S$ 8

労働関係

労働組合法（１９７７年） ..... S$ 10
法律第３号（共和国労働雇用法改正）１９７０年 ..... S$ 5
法律（改正）時報（第２５号） ..... S$ 5
法律（改正）時報（第２６号） ..... S$ 5
法律（改正）時報第２２号（雇用法並びに労働者補償法） ..... S$ 5
法律（改正）時報第２３号（中央厚生年金法改正法） ..... S$ 5
労働雇用法（１９７６年幼少年雇用規則） ..... S$ 5
法律（改正）時報第２４号（中央厚生年金改正法） ..... S$ 5
法律（改正）時報第２７号（中央厚生年金法を改正する法律） ..... S$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版） ..... （会　員） ..... S$ 15
（非会員） ..... S$ 20
中央厚生年金法（改訂版） ..... S$ 5
労働三法（雇用法・組合法・関係法） ..... S$ 30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（１９８６／８７年） ..... （会　員） ..... S$ 15
（非会員） ..... S$ 30
月報（各月号） ..... S$ 8
シンガポールにおける企業経営ガイド ..... （会　員） ..... S$ 15
（非会員） ..... S$ 30

編集後記

先日、セントサ、ニューコースで初めて１００を切りました。ゴルフを初めて４年近く、当初は最近の円の為替レート並みの１５０ぐらい。ここ２年は、他のコースでは２桁のスコアはでるものの、どうしてもニューコースでできません。水も砂も木もキライ、グリーンも好きになれない。他の人が悠悠１００を切るのを横目で見ながら、次回こそと自らファイトをかきたてるものの、結果は１０×。まあ、そのうち切れるだろうと思っていたものの、内心あせっていたのも事実です。私にゴルフのイロハを教えていただいた方、ヘタなヤツといやな顔もせず御一緒いただいた方、大変ありがとうございました。1987年も残すところ１ヶ月余り、今年も世界各地で、地震、飛行機事故、誘拐殺人等いやな事件がたくさんありましたが久々に明るいニュース（私だけ？）をお届けしました。

さて、今月号ですが、御寄稿いただいた**「1987年アセアン景気見通しと88年の展望」**野村総合研究所**手柴**氏、**「日本の移転価格税制及びシンガポールの状況」原**公認会計士、**「二セ物時計について」**シチズン・ウォッチ（ホンコン）の**中井**氏、又９月号に引続き**今中**氏の**「邦人小史～反日暴動と日貨抵制」**最後のエピソードの４本立てとなっております。

ご執筆の皆様のおかげをもちまして大変興味深い月報となりました。お忙しいところ大変ありがとうございました。この場を借りましてお礼申しあげます。

今月号の担当は、**中野**（博報堂）**土田**（村田製作所）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY

[redacted] M. C. I. (P) No. 27 / 4 / 87

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106